

知って
おきたい

暮らしとお金のいろは

第40回

Q

生命保険金の非課税枠で相続対策ができるという話を聞きました。仕組みや注意点などを教えてください。

(60代 男性)

A

相続税には「相続税の基礎控除」の他に、相続税における生命保険金等の非課税枠があります。

◆相続税の基礎控除とは、相続財産から差し引くことができる非課税枠のことです。現行は「3000万円+600万円×法定相続人の数」が非課税枠です。

◆生命保険金等の非課税枠とは、死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」が非課税です。

2つの非課税枠を踏まえて「生命保険を活用した場合」の事例と比較します。

事例

法定相続人が妻・長男・次男の3人で、
相続財産 5,000万円の場合

生命保険を活用しない場合

| 相続財産 | 相続税基礎控除 | = | 相続税の課税対象 |
|-------------------------|---------|---|----------|
| 5,000万円 | 4,800万円 | = | 200万円 |
| 3,000万円 + 600万円×法定相続人3人 | | | |

生命保険を活用した場合

相続財産 5,000万円
(内、生命保険金が1,500万円)の場合

| 相続財産 | 相続税基礎控除 | 生命保険非課税枠 | = | 相続税はかかりません |
|---------------|---------|----------|---|------------|
| 5,000万円 | 4,800万円 | 1,500万円 | = | |
| 500万円×法定相続人3人 | | | | |

生命保険を活用することで非課税枠が増えることになり、相続税を無税または減らすことができるのです。
注意点としては、契約形態には十分注意が必要です。「契約者」「被保険者」「受取人」を誰にされるのかで税金の種類が変わります。更に生命保険を活用される場合には、健康状態も重要になりますので早めの対策をお勧めします。

2020年8月現在の税制、税率に基づき作成しています。税制、税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署へご確認ください。

協力 募集代理店(有)アミリーライフ クラモチ 大森 健一さん
独立系FP事務所(有)アミリーライフクラモチ代表。AFP・住宅ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師、個別相談等を実施。
募集代理店(有)アミリーライフ クラモチ 土浦市永国997の1 ☎ 0120-123355

